



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *74 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *75 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (〃)..... 6
- *76 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (〃)..... 6
- *77 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 6

規 則

和歌山県規則第74号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600

	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
	41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
	42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
	43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
	44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
	45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
	46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
	47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
	48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
	49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
再	50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
	51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
	52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
	53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
任	54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
	55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
	56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
	57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
用	58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
	59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
	60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
	61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
職	62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
	63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
	64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
	65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
員	66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
	67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
	68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
	69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
以	70	209,800	251,900	281,700	310,500	358,100
	71	210,100	252,400	282,500	311,000	358,600
	72	210,700	252,900	283,200	311,500	359,100
	73	211,000	253,100	284,000	311,800	359,500
外	74	211,600	253,500	284,700	312,300	360,000
	75	212,100	254,000	285,500	312,800	360,500
	76	212,900	254,500	286,300	313,200	361,000
	77	213,100	255,000	286,900	313,400	361,400
の	78	213,800	255,400	287,400	313,700	361,900
	79	214,300	255,900	287,900	314,000	362,400
	80	214,900	256,400	288,300	314,300	362,900

職	81	215,600	256,700	288,700	314,600	363,300
	82	216,100	257,000	289,100	314,900	363,800
	83	216,700	257,300	289,600	315,200	364,300
	84	217,400	257,600	290,100	315,500	364,800
員	85	218,000	257,800	290,500	315,700	365,200
	86	218,600	258,000	291,100	316,100	365,700
	87	219,100	258,300	291,700	316,400	366,200
	88	219,800	258,600	292,300	316,600	366,700
	89	220,300	258,800	292,600	316,800	367,100
	90	220,900	259,000	293,100	317,100	367,600
	91	221,500	259,400	293,600	317,400	368,100
	92	222,000	259,600	294,000	317,700	368,600
	93	222,400	259,900	294,400	317,900	369,000
	94	222,900	260,300	294,900	318,200	
	95	223,400	260,600	295,400	318,500	
	96	223,900	260,900	295,900	318,700	
	97	224,500	261,100	296,200	318,900	
	98	225,000	261,400	296,600	319,200	
	99	225,500	261,600	297,100	319,500	
	100	226,000	261,900	297,600	319,700	
	101	226,400	262,200	298,000	319,900	
	102	226,900	262,400	298,400		
	103	227,500	262,700	298,700		
	104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300			
106	229,000	263,400	299,700			
107	229,500	263,700	300,100			
108	229,900	263,900	300,500			
109	230,100	264,200	300,800			
110	230,500	264,500	301,200			
111	231,000	264,800	301,600			
112	231,500	265,000	301,900			
113	231,800	265,200	302,100			
114	232,300	265,500	302,400			
115	232,800	265,700	302,700			
116	233,300	265,900	302,900			
117	233,600	266,200	303,100			
118	234,000	266,500	303,400			
119	234,400	266,800	303,700			
120	234,800	267,100	303,900			
121	235,200	267,200	304,100			
122		267,500	304,400			
123		267,800	304,700			

	124		268,100	304,900		
	125		268,200	305,100		
	126		268,500	305,400		
	127		268,800	305,700		
	128		269,100	305,900		
	129		269,200	306,100		
	130		269,500	306,400		
	131		269,800	306,700		
	132		270,100	306,900		
	133		270,200	307,100		
	134		270,500			
	135		270,800			
	136		271,100			
	137		271,200			
再任用職員		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

別表第1の2中「146,700」を「148,200」に、「203,500」を「203,900」に、「222,000」を「222,400」に、「242,800」を「243,200」に、「273,500」を「273,900」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

和歌山県規則第75号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則（昭和42年和歌山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成28年3月1日」を「平成29年3月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第76号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

和歌山県規則第77号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の3の5中「第71条の14第5項」を「第71条の14第6項」に、「第71条の15第4項」を「第71条の15第5項」に改める。

第5条の3の6中「第71条の35第6項」を「第71条の35第7項」に、「第71条の36第4項」を「第71条の36第5項」に改める。

第5条の3の7中「第71条の55第6項」を「第71条の55第7項」に、「第71条の56第4項」を「第71条の56第5項」に改める。

第5条の6中「第72条の46第5項」を「第72条の46第6項」に、「第72条の47第4項」を「第72条の47第5項」に改める。

第6条の3中「第74条の23第5項」を「第74条の23第6項」に、「第74条の24第4項」を「第74条の24第5項」に改める。

第7条の5中「第90条第5項」を「第90条第6項」に、「第91条第4項」を「第91条第5項」に改める。

第11条の2中「第132条第5項」を「第132条第6項」に、「第133条第4項」を「第133条第5項」に改める。

第11条の4中「第144条の47第5項」を「第144条の47第6項」に、「第144条の48第4項」を「第144条の48第5項」に改める。

第13条第1号の14を次のように改める。

(1) の14 削除

別記第1号様式及び別記第1号の2様式中

「

個人番号又は法人番号

」を「

法人番号

」に、

「「個人番号又は法人番号」を「「法人番号」に改め、「個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。」を削る。

別記第1号の14様式を次のように改める。

別記第1号の14様式 削除

別記第25号様式中「第90条第3項」を「第90条」に改める。

別記第36号の3様式中「第144条の47第3項」を「第144条の47」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第13条第1号の14及び別記第1号の14様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(相続人代表者の届出及び変更の届出に関する経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県税規則（以下「新規則」という。）別記第1号様式及び別記第1号の2様式は、この規則の施行の日以後に行われる地方税法（昭和25年法律第226号）第9条の2第1項後段又は地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第2条第6項前段の規定による届出について適用し、同日前に行われた同法第9条の2第1項後段又は同令第2条第6項前段の規定による届出については、なお従前の例による。

(従前の様式による用紙)

3 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。